

ご存じですか？特別児童扶養手当

1 特別児童扶養手当を受けることができる方

精神または身体に障害(表1参照)のある20歳未満の児童を家庭において監護している父、もしくは母、または父母に代わってその児童を養育している方を対象とし、申請が必要です。ただし、次の場合は受給する資格がありません。

- ①児童および父、母または養育者が日本国内に住んでいないとき
- ②児童が障害による公的年金を受けられるとき
- ③児童が児童福祉施設(保育園、通園施設、肢体不自由児への短期母子入所を除く)に入所しているとき

表1 手当の対象となる児童の障害の程度

| 1 級 | 2 級 |
|--|--|
| ・身体障害者手帳の判定がおおむね1・2級(内部的疾患含む)程度に該当するもの | ・身体障害者手帳の判定がおおむね3級(内部的疾患含む)程度に該当するもの |
| ・療育手帳の判定が㉠・A程度 of 知的障害である場合、または同程度の精神障害がある場合 | ・療育手帳の判定がB程度 of 知的障害である場合、または同程度の精神障害がある場合 |

2 特別児童扶養手当の額・支払日

手当の額は認定請求をした日の属する翌月分から表2の額が支給されます。ただし、前年の所得(課税台帳による)が表3の所得制限限度額以上の方はその年度(8月から翌年7月まで)手当が停止されます。

表2 手当の額・支払日

| | 1 級 | 2 級 |
|----------------------------|-----------------------|---|
| 等級月額(児童1人につき) | 50,550円 | 33,670円 |
| 手当の支払日 | 支払期 | 支払日(支給対象月) |
| ※11日が土・日曜日、祝祭日の場合は、その前営業日。 | ・4月期 ・8月期 ・12月期 | 4月11日(12~3月分) 8月11日(4~7月分) 11月11日(8~11月分) |

3 所得による支給制限

請求者(本人)や配偶者および扶養義務者の方の所得が限度額(表3参照)以上である場合は、その年度(8月から翌年7月まで)の手当が支給停止となります。

表3 所得制限限度額表

| 扶養親族の数 | 請求者(本人) | 配偶者および扶養義務者 |
|--------|----------------|----------------|
| 0人 | 4,596,000円 | 6,287,000円 |
| 1人 | 4,976,000円 | 6,536,000円 |
| 2人 | 5,356,000円 | 6,749,000円 |
| 3人 | 5,736,000円 | 6,962,000円 |
| 4人 | 6,116,000円 | 7,175,000円 |
| 5人以上 | 以下380,000円ずつ加算 | 以下213,000円ずつ加算 |

4 手当を受けるための手続き

手当を受けるためには、市社会福祉課窓口に必要な書類を添えて申請してください。知事の認定を受けることにより、県から手当が支給されます。

※問い合わせおよび手続きは、市社会福祉課の窓口となります。

| | |
|--------|---|
| 添付する書類 | ①請求者と対象児童の戸籍謄本(抄本)…外国人の方は、登録済記載事項証明書 |
| | ②請求者と対象児童が含まれる世帯全員の住民票 ①および②の発効日は認定請求から1カ月以内のものを添付してください。 |
| | ③所定の診断書(市社会福祉課窓口にあります) 診断書は申請日から起算して2カ月以内のものを添付してください。ただし、次の場合は診断書の添付を省略できる場合がありますので窓口にご連絡ください。 ・療育手帳の判定が㉠・A ・身体障害者手帳(内部障害を除く)の等級が1・2・3級 |
| | ④その他必要な書類…金融機関通帳(手当の受給は口座振込が便利です。必ず請求者本人の口座名義のものをお持ちください。児童の口座には振り込みできません。) |

特別児童扶養手当の額改定のお知らせ

4月から、右表のとおり特別児童扶養手当の月額が改定されました。すでに手当を受けている方は、ご確認ください。

| 手当の額(児童1人につき) | |
|---------------|---------|
| 等級 | 月額 |
| 1級 | 50,550円 |
| 2級 | 33,670円 |